

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「ビルを造り、街を創り、時代を拓く」という経営理念のもと、当社グループが持続的かつ安定的に成長し長期的な企業価値の向上を図る観点から、公正・透明かつ迅速・果敢な意思決定を行うことがコーポレートガバナンスの要諦であると考えております。この考えに基づき、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定し、当社ホームページにて公表しております。

<https://www.daibiru.co.jp/company/governance/>

また、当社はコンプライアンスはコーポレート・ガバナンスの基本要素であるとの認識のもと、「法令および規則を遵守し、社会の一員として、社会規範、企業倫理に照らして品位ある行動をします。」を「グループ行動規準(2.法令遵守)」に掲げるとともに、コンプライアンス体制を推進する機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、日常の業務活動においてもその徹底を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4 - 11 - 1】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社の取締役会は、その役割・責務を果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、その多様性と適正規模を両立させる形で構成することを基本方針としておりますが、取締役会の構成メンバーの多様性については、引き続き検討していく余地があると認識しております。

なお、取締役候補につきましては、性別・国籍を問わず、知識・経験・能力の観点から当社の取締役として十分な資質があると判断される人物を選考いたします。

また、その人数は14名以内とし(現在は7名)、そのうち2名以上を独立社外取締役とすることとしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】政策保有株式

当社は、対外的関係の維持・強化を通じ、中長期的な当社の企業価値の向上に資すると判断される場合、取引先等の株式を取得し保有することができるものとします。保有にあたっては、その保有目的やリターンとリスクを踏まえた経済合理性等の観点から、毎年、個別の政策保有の適否につき取締役会において検証し、保有の妥当性が認められない場合には、縮減を図ります。

政策保有株式の議決権の行使については、当該会社の企業価値の向上や株主共同の利益等の観点から、もって当社の企業価値の向上に資するか否かを含めて総合的に判断いたします。なお、適切な議決権行使のため、以下の基準に沿って対応いたします。

1. 個別議案ごとに内容を精査し、賛否を判断します。
2. 株主としての当社の企業価値を毀損する提案に対しては、会社提案・株主提案にかかわらず、反対票を投じます。
3. 反社会的行為、法令違反、社会的不祥事等コーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合には反対票を投じます。

また、当社の株式を政策的に保有する株主から売却の意向が示された場合、取引の縮減を示唆するなどの売却を妨げることは一切行いません。

【原則1 - 7】関連当事者間の取引

当社は、当社の取締役および執行役員が自らに関して利益相反に関する問題が生じた場合には、取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならない旨を取締役会規程および執行役員規程に定めております。また、当該取引を実施した場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を適切に開示いたします。

また、当社は親会社および親会社のグループ会社との取引等においても、一般取引先との取引同様、市場価格等に基づき双方協議のうえ、公正妥当な取引を行うこととしております。

【原則2 - 6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、受益者への年金給付を将来にわたり確実に行うため、必要とされる総合収益を長期的に確保することを目的に、安定的に運用していくことを第一義とし、運用機関から意見を聴取した上で、中長期的観点から、政策的資産構成割合を策定いたします。その際、当社財務・経理部門が運用状況を確認し、担当部門に助言・提案することとしております。

【原則3 - 1】情報開示の充実

経営理念、経営計画

当社は、当社ホームページにおいて、「経営理念」、「ミッションステートメント」、「グループ行動規準」を公表しておりますので、ご参照下さい。

<https://www.daibiru.co.jp/company/philosophy/>

また、「中期経営計画」を当社ホームページで公表しておりますので、ご参照下さい。

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS03619/4d35ffe8/b4a5/4ab1/b745/7141fd440182/20180502160549874s.pdf>

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書「1. 基本的な考え方」をご覧ください。

また、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定し、当社ホームページにて公表しておりますので、ご参照下さい。

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS03619/953ce4d2/b149/4d33/aa8c/a3e21a7f7be70/20181217134939299s.pdf>

取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針(以下、「決定方針」という。)を定めております。

決定方針の決定にあたっては、取締役会において2回にわたる審議を行い、2021年2月26日開催の取締役会において、決定方針を決議いたしました。

決定方針の内容

決定方針の内容は、次のとおりであります。

(a)月額報酬

取締役の基本報酬は固定の月額報酬とし、中長期的な安定拡大を目指す当社事業の特性を踏まえ、役位および担当に応じ安定的な水準を支給する。個人別の月額報酬は、取締役会議長が報酬案を作成し、「ガバナンス諮問委員会」に諮ったうえで決定する。

(b)業績連動報酬等(賞与)

取締役(社外取締役を除く。)に対する賞与は、業績と連動し、役位および担当ならびに個人別の業績評価を反映することとし、取締役会議長が案を策定し、当該事業年度に係る定時株主総会の決議を経て、その総額を決定する。賞与案の策定にあたっては、「ガバナンス諮問委員会」に諮り定めた算定式を用いて算出する。個人別の賞与額は、社長執行役員が決定し、毎年一定の時期に支給する。

(c)非金銭報酬等(譲渡制限付株式報酬)

取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の一層の価値共有を進めることを目的として、上記月額報酬および賞与とは別枠で、毎年一定の時期に支給する。個人別の株数は、社長執行役員が、「ガバナンス諮問委員会」に諮ったうえで役位ごとに定めた内規に従い決定する。

(d)上記(a)月額報酬((b)、(c)以外の報酬等)、(b)業績連動報酬等または(c)非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

数値目標と実績が一致した場合の月額報酬、賞与(個人の業績評価前)、譲渡制限付株式(2020年導入時過去5年間平均株価ベース)の比率は、概ね65:25:10とする。

(2)取締役以外の役員に係る報酬の方針の決定方法および方針の内容の概要

監査役の月額報酬は、株主総会において決議された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定いたします。なお、監査役の報酬等については、固定の月額報酬のみを支給しており、業績に連動する賞与、譲渡制限付株式報酬はございません。

(3)業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的な向上を図るため、取締役(社外取締役を除く。)に対して業績連動報酬として賞与を支給しております。

業績指標(KPI)は、営業利益および当期純利益とし、それらを選定した理由は取締役のモチベーションを引き上げ、積極的なコミットメントを促すために最も適しているからであります。

算定方法は、定量評価と個人評価を組み合わせ、以下の式により算定します。

個人別賞与額 = 標準支給額(役員ごとの月額報酬 × 定量評価に基づく支給月数) × 個人業績評価係数

なお、当事業年度における営業利益は121億円、当期純利益は84億円となっております。

(4)非金銭報酬等の内容

取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の一層の価値共有を進めることを目的として、取締役(社外取締役を除く。)に対して非金銭報酬として譲渡制限付株式を支給しております。

譲渡制限付株式は、対象取締役に對し金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行または処分し、これを保有させるものとし、上記月額報酬および賞与とは別枠で支給します。

なお、対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、当社と対象取締役間で締結する譲渡制限付株式報酬割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、支給した株式を無償で取得します。

(5)取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会決議に基づき、代表取締役社長執行役員園部俊行が、月額報酬については取締役会議長として、業績連動報酬(賞与)および非金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)については社長執行役員として、それぞれ取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。

その決定権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の役位および担当並びに個人別の業績を踏まえた賞与の配分、および譲渡制限付株式の付与数となっております。

取締役会議長または社長執行役員にこれらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、当該者が最も適しているからであります。なお、委任を受けた取締役会議長または社長執行役員は、その権限を適切に行使するため、「ガバナンス諮問委員会」(当事業年度は独立社外取締役である委員長1名、独立社外取締役1名、社長執行役員1名、計3名で構成)へ諮る、または同委員会に諮り定めた算出方法や内規等に従い、個人別の報酬等の額を決定しております。

(6)当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会から委任を受けた取締役会議長または社長執行役員が、「ガバナンス諮問委員会」へ諮る、または同委員会に諮り定めた算出方法や内規等に従い個人別の報酬等の額を決定しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

(7)取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬(月額報酬)の額は、2000年6月29日開催の第128期定時株主総会において報酬総額23百万円の範囲内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名であります。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月25日開催の第148期定時株主総会において、株式報酬の支給限度について、金銭報酬債権総額年額75百万円、普通株式総数50千株の範囲内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名であります。

当社の監査役の金銭報酬(月額報酬)の額は、2015年6月25日開催の第143期定時株主総会において報酬総額750万円の範囲内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役および執行役員の選任にあたっては、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を候補者とします。また、当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、その多様性と適正規模を両立させる形で構成するものとし、当社の全ての取締役は、株主総会の決議で選解任され、執行役員は、取締役会の決議で選解任されます。

取締役候補および執行役員候補は、上記を踏まえ、取締役会議長が候補案を作成し、取締役会の諮問機関であり独立社外取締役を委員

長とし、社外取締役、取締役会長および社長執行役員を委員とする任意の「ガバナンス諮問委員会」に諮ったうえで、取締役会において審議・決定いたします。

監査役の選任にあっても、同様の者を候補者とし、上記を踏まえ、取締役会議長が候補案を作成し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で審議・決定いたします。なお、監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有する者とします。

なお、取締役会は、社長執行役員の後継者候補の育成が計画的に行われているにつき、「ガバナンス諮問委員会」の助言を踏まえ、適切に監督いたします。また、取締役会は、社長執行役員がその機能を十分に発揮していないと認められる場合、「ガバナンス諮問委員会」(本件の場合、社長執行役員は出席しない。)に諮り、その助言を尊重した意思決定を行います。

取締役会が上記を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名について

当社ホームページに掲載しております「第148期定時株主総会招集ご通知」の参考書類に、取締役・監査役候補者の個別の選任理由を記載しておりますので、ご参照下さい。

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS03619/45bce622/6fe1/438d/a6c8/c5e6e83c99dd/140120200604436177.pdf>

また、社外取締役および社外監査役については、本報告書の「2.1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の該当欄にも記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1】取締役会の判断・決定、経営陣に対する委任の範囲の開示

取締役会は、法令および定款の定めにより取締役会の決議を要する事項および経営上の重要事項について、審議・決定いたします。なお、不動産の開発、固定資産や株式等の取得・処分、長期資金の調達、融資・保証等については、業務ごとのリスクの性質に応じて個別に設定した基準額を超える案件については取締役会で審議・決定し、それ以外は経営会議に委任しております。

【原則4 - 9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、独立社外取締役の独立性に関する基準を定め、当社ホームページで公表しておりますので、ご参照下さい。

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS03619/953ce4d2/b149/4d33/aa8c/a3e21a7f7be70/20181217134939299s.pdf>

【補充原則4 - 11 - 2】取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況の開示

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」において、独立社外取締役および独立社外監査役が他の上場会社の取締役または監査役を兼任する場合の社数の上限を、当社を含め4社までと定めております。

また、取締役および監査役の重要な兼職の状況につきましては、当社ホームページに掲載しております「第148期定時株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しておりますので、ご参照下さい。

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS03619/45bce622/6fe1/438d/a6c8/c5e6e83c99dd/140120200604436177.pdf>

【補充原則4 - 11 - 3】取締役会の実効性分析・評価の実施と開示

当社は、取締役会の実効性を高めるための取り組みにつなげることを目的に、昨年度に引き続き、取締役会の実効性評価を実施しました。評価にあたっては、取締役および監査役全員に対して、当社が2015年12月に制定した「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に基づき、取締役会の構成および運営などを自己評価する記名によるアンケート調査を行い、その調査結果を参考に、取締役会で議論いたしました。

取締役会での議論の結果、当社の取締役会は、その規模と多様性につき引き続き検討を要するものの、高い公正性や透明性が維持され、当社グループの長期的な企業価値の向上を図るという責務を果たしている、ということを確認いたしました。以上の評価を基に、今後も継続的に取締役会で議論を行うことによって実効性をさらに高めていくことが重要であるとの認識にいたりました。

【補充原則4 - 14 - 2】取締役・監査役のトレーニング方針の開示

当社では、新任取締役および新任監査役は、当社グループの経営戦略、中期経営計画、財務・会計および業務の状況などについて、それぞれの担当役員または所管部署から説明を受けることとしております。

また、当社は、取締役および監査役が、その役割を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンス、および財務・会計その他重要な事項に関する情報を、適時に提供し、取締役および監査役の職務執行の支援を行っております。

更に、取締役および監査役が、実際の現場についての理解を深められるよう、当社グループのビル管理品質向上プログラム等に参加する機会を設けております。

【原則5 - 1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主・投資家との建設的な対話を促進するために、資本コストも意識しつつ、中期経営計画の進捗をはじめとする経営状況や定量的な財務情報に加え、非財務情報に関しても適時かつ適切に開示することにより、企業としての説明責任を果たします。また、中期経営計画実現のために必要な経営資源の配分等に関し、株主・投資家に説明いたします。

当社は、社長執行役員を責任者とし、取締役または執行役員の中からIR担当役員を定め、経営幹部が主体となって株主・投資家との対話を推進いたします。

対話の手段としては、決算説明会の開催、株主・投資家との個別面談等を実施する他、当社ホームページにおいて、国内外の株主・投資家へ向けた会社情報の発信を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社商船三井	59,527,766	50.94
株式会社三井住友銀行	5,802,387	4.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,987,500	4.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,375,100	2.88
関西電力株式会社	2,953,628	2.52
CGML PB CLIENT ACCOUNT / COLLATERAL	1,979,300	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,050,100	0.89
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,017,800	0.89
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	928,170	0.79

BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / ABERDEEN STANDARD SICAV I CLIENT ASSETS	923,700	0.79
---	---------	------

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	株式会社商船三井 (上場:東京) (コード) 9104

補足説明

大株主の状況については2020年3月31日現在で記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社および親会社のグループ会社に対して当社所有ビルを賃貸等しておりますが、賃貸料等の決定については一般の取引先同様、近隣相場や市場価格を参考に双方協議の上決定するなど、社会通念に照らして公正妥当な取引を行っております。また、当社は、親会社企業グループの中で明確な事業の棲み分けがなされており、基本的には親会社グループから当社の自由な事業活動を阻害する状況にはなく、少数株主の保護が図られると考えております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. 親会社の企業グループにおける位置付け

株式会社商船三井(以下、「商船三井」という)は当社の親会社です。

商船三井グループは、海運関連企業集団を形成しており、同社グループの事業は、ドライバルク船事業、エネルギー輸送事業、製品輸送事業、関連事業およびその他事業の5セグメントに分類されています。当社は、不動産事業を行っており、上記5つの事業区分のうち関連事業に位置付けられます。

2. 親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等

当社の事業は親会社企業グループの中で関連事業に属し、不動産事業の中核企業として位置づけられています。親会社企業グループの他の企業と事業領域が異なっているため、事業上の制約やリスク面での連鎖は小さく、独立性が高いと認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大井 篤	他の会社の出身者													
宮野谷 篤	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大井 篤		現 公益財団法人日本デザイン振興会 理事長	・国内外で行政および会社経営を通じて培われた幅広い経験と知見を当社の経営に反映していただくため、選任しております。 ・当社と利害関係のない中立的な立場にあり、取引所が定める独立役員に関する判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
宮野谷 篤		現 株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長 現 株式会社岩手銀行 社外取締役	・中央銀行等における業務を通じて培われた幅広い経験と知見を当社の経営に反映していただくため、選任しております。 ・当社と利害関係のない中立的な立場にあり、取引所が定める独立役員に関する判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役会は、取締役および執行役員の選任・解任、取締役および執行役員の報酬等の決定、社長執行役員の後継等に関して、当社の経営理念、中長期的な経営計画、事業の特性等を踏まえて取締役会に助言を行う任意の諮問機関として、独立社外取締役に委員長とし、社外取締役、取締役会長および社長執行役員を委員とする任意の「ガバナンス諮問委員会」を設けております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人の連携状況
 監査役は会計監査人との間で定期的に会合を開き、監査に関する意見交換および方針の策定等を行っております。具体的には、会計監査人による期初における監査計画の報告、その実施状況についての報告、あるいは実施する監査重点項目の打合せ等で、原則として財務・経理部長および同部の関係者も同席し、年間合計およそ8回程度実施しております。
2. 監査役と内部監査部門の連携状況
 内部監査室は日頃から監査役と連絡・調整を行っております。また、監査役は内部監査室の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができ、命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、執行役員およびその他使用人等の指揮命令を受けないものとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中 宏	弁護士													
妙中 茂樹	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 宏		現 きっかわ法律事務所 弁護士 現 小泉産業株式会社 社外取締役(監査等委員)	・弁護士として幅広い実務経験と見識を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、選任しております。 ・当社と利害関係のない中立的な立場にあり、取引所が定める独立役員に関する判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
妙中 茂樹		現 妙中茂樹公認会計士事務所 所長 現 日本システム技術株式会社 社外監査役 現 株式会社電響社 社外監査役	・公認会計士として幅広い実務経験と見識を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、選任しております。 ・当社と利害関係のない中立的な立場にあり、取引所が定める独立役員に関する判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を有する社外役員は、社外取締役の大井篤氏並びに宮野谷篤氏、社外監査役の田中宏氏並びに妙中茂樹氏の4名であり、当社は当該4名を独立役員に指定しております。

当社と大井篤氏および同氏の兼職先である公益財団法人日本デザイン振興会との間には、特別の利害関係はありません。

当社と宮野谷篤氏および同氏の兼職先である株式会社NTTデータ経営研究所並びに株式会社岩手銀行との間には、特別の利害関係はありません。

当社と田中宏氏および同氏の兼職先であるきっかわ法律事務所並びに小泉産業株式会社との間には、特別の利害関係はありません。

当社と妙中茂樹氏および同氏の兼職先である妙中茂樹公認会計士事務所、日本システム技術株式会社および株式会社電響社との間には、特別の利害関係はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」欄の、「[原則3 - 1] 情報開示の充実 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載の内容をご覧ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2019年度における取締役に対する報酬等の額は244百万円(うち社外取締役16百万円)であります。
(注)上記報酬等の額には、2019年度に係る取締役賞与金が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」欄の、「[原則3-1]情報開示の充実 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載の内容をご覧ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)については、取締役会事務局である総務部がサポートしております。主な連絡・調整事項は取締役会(および監査役会)に関するものであり、取締役会等の会日に先立って議題および議案に関する資料提供や説明を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役会を、株主からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、当社が持続的かつ安定的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることに責任を負うものと位置付けており、取締役7名(うち社外取締役2名)で構成されております。原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時に開催し、会社経営全般の基本方針を決定するほか、取締役の職務及び執行役員の業務執行を監督します。経営の重要事項はここに全て付議し審議決定しております。併せて業務執行状況についても随時報告されております。

また、監査役および執行役員を交えて「経営ビジョン会議」を定期的で開催し、当社の中長期的な戦略について議論しております。

加えて、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、社外取締役、取締役会長および社長執行役員を委員とする「ガバナンス諮問委員会」を設置し、取締役および執行役員の選任・解任、取締役および執行役員の報酬等の決定、社長執行役員の後継等に関して、取締役会に対して助言を行います。

当社は業務執行レベルでの意思決定の迅速化、業務遂行能力強化を図ることを狙いとして、2007年より執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会で選任され、社長執行役員から権限の委譲を受け、担当部門の責任者として業務遂行を行います。また、原則毎月3回、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員を構成メンバーとする「経営会議」を開催し、取締役会において決定した経営全般の基本方針に基づき、業務執行に関わる個々の重要案件の意思決定にあたり、十分な審議を行っております。

また、経営会議の事前審議等機関として、5つの委員会を設置しており、経営会議に付議される重要案件や部門を跨る案件などの検討・審議を行っています。

「内部監査室」は、子会社を含め業務活動全般に関し幅広く内部監査を実施しており、監査役とも連携をとりながら業務の改善、法令の遵守等について具体的な助言・勧告を行っています。

「監査役会」は3名(うち常勤1名)で構成されており、各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席、重要な書類の閲覧、事業所の調査等を通じた監査を行うほか、会計監査人から監査に関する報告を受け、検討を行っています。なお、常勤監査役堀口英夫氏は長年にわたる財務・経理部門の実務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

当社は、取締役7名のうち2名を独立社外取締役、監査役3名のうち2名を独立社外監査役とし、常に客観性を確保できる経営体制を整えております。なお、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役大井篤氏並びに宮野谷篤氏、社外監査役田中宏氏並びに妙中茂樹氏の各氏との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

会計監査人については、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、近藤康仁氏、三宅潔氏であり、補助者は公認会計士6名、その他7名であります。
(注)その他は公認会計士試験合格者等であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会による当社経営への監視が有効に機能していると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。また、社外取締役を複数選任することにより、取締役会における議案審議、意思決定における妥当性・適正性の確保を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が株主総会議案の十分な検討時間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知の早期発送に努め、また、発送と同時に当社ホームページに当該招集通知を開示いたします。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の電子投票制度を採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	一定期間、当社ホームページに英文招集通知を掲載しております。
その他	一定期間、当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	社長およびIR担当役員による決算説明会を年1回定期に開催するほか、個別面談・説明会も適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにアナリスト・機関投資家向け決算説明会の資料、決算短信、有価証券報告書、報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は経営企画部であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	『ミッションステートメント』において顧客重視の姿勢を掲げるほか、『グループ行動規準』においても、公正な開示、社会貢献等ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全を進めるため「グループ環境方針」を掲げるとともに、企業活動と環境保護との調和をはじめとするCSR活動に積極的に取り組むことを目的に「CSR・環境委員会」を設置しております。CSR活動、環境保全活動として、「地域社会との共生」、「社会貢献・文化支援」、「オフィスとみどりの共生」、「環境共生」等に取り組んでおり、その内容をホームページで公開しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。

- 取締役の職務の執行および執行役員、使用人の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 当社は「法令および規則を遵守し、社会の一員として、社会規範、企業倫理に照らして品位ある行動をすること」を「グループ行動規準」に掲げ、また、取締役、執行役員、使用人の行動規範を「コンプライアンス規程」に定め、これらの遵守を図る。
 - コンプライアンスの基本方針の策定・実施、ならびにコンプライアンス違反の再発防止策および是正措置に関する審議等を行う「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の推進を図る。
 - 「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスに関する報告・相談のための社内窓口および会社から独立した外部窓口を整備・運用する。
 - 取締役会は、「取締役会規程」により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行を監督し、法令および定款違反行為を未然に防止する。また、取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わるとともに、取締役会の一員として、執行役員の業務執行を監督・督励する。
 - 取締役会は「経営会議」を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画および業務の執行に関する重要案件を決議するための審議を行う。
 - 取締役会は、監査役が「監査役会規程」および「監査役監査基準」により定める監査の方針に従い取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。
 - 内部監査部門として、他の部室から独立した「内部監査室」を設置する。
- 取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行に係る情報については、「取締役会規程」「文書規程」および「電子情報セキュリティ対策基準」に基づき、定められた期間、適切に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。
- 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規程」に基づき、以下のリスク管理を行う。
 - 「経営会議」はリスク管理の統括組織として、リスク管理の体制の整備、方針および施策の策定ならびにこれらのモニタリングを行う。
 - 経営会議の事務局は個別リスクを所管する部室ならびに子会社のリスク管理状況を把握し、「経営会議」に報告する。
 - 個別リスクを所管する部室ならびに子会社は、それぞれが担当する業務に関するリスクの管理を行う。
 - リスクが顕在化し、不測の事態が発生した場合または発生が予測される場合、当該リスクを所管する部室または子会社を中心となり、損害・影響等を最小限にとどめるとともに、原因を究明し、再発の防止に向けた体制を整備する。
- 取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は「取締役会規程」に定め、原則として「経営会議」においてあらかじめ審議する。また、取締役、監査役および執行役員が出席する「経営ビジョン会議」を開催し、当社の中長期的な戦略に付き議論する。
 - 社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員で構成される「経営会議」は、原則として、毎月3回開催する。また、「経営会議」の下部組織として委員会を設け、必要事項につき諮問する。
 - 執行役員制度を導入し、取締役会で選任される執行役員は、「組織規程」に定める「業務分掌」、「職務権限」ならびに「執行役員規程」に基づき、業務執行を行う。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - 適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」を定めると共に、財務報告に関わる内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
 - 「内部監査室」は、財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する。被評価部室は、是正または改善の必要がある場合には、その対策を講じる。
- 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 当社グループの経営理念として「グループメッセージ」掲げ、子会社と共有するとともに、全ての子会社に適用する「グループ行動規準」を定め、これらを基礎として子会社で諸規程を定める。加えて、グループ経営およびグループのリスク管理を議論する「ダイビルグループ会議」を開催する。
 - 子会社の経営管理について、管理担当部室を定め、同部室長は「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の重要経営事項について、報告を求める。
 - 子会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の「コンプライアンス規程」に則り各子会社で定めた諸規程に従い、コンプライアンス事案について当社へ報告する。また、「グループコンプライアンス連絡会」を定期的に開催し、グループとしてコンプライアンスの徹底を図る。
 - 当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、必要に応じ子会社の内部監査を行う。
 - 当社の親会社が定めるグループ企業理念に則った適正な業務を行う。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、同使用人の取締役からの独立性に関する事項および同使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - 監査役は、「内部監査室」所属の使用人に監査役監査業務に必要な事項を指示することができる。
 - 前項の指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役、執行役員およびその他の使用人等の指揮を受けない。
 - 監査役が、その職務を補助すべき使用人を設置することを求めた場合には、監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
 - 監査役がその職務を補助すべき専属の使用人を設置した場合は、同使用人の任命および異動は監査役の同意を必要とし、人事評価については監査役の意見を十分に尊重する。
- 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人他が当社の監査役に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制および当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 取締役会には監査役全員が、「経営会議」他重要な会議には常勤監査役がそれぞれ出席するとともに、取締役、執行役員および使用人は、

当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他報告すべき事項を当社の監査役に報告する。

- (2) 当社の常勤監査役は、子会社の重要な事項に関する報告を受けるとともに、子会社の取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他報告すべき事項を当社の監査役に報告する。
- (3) 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。
- (4) 「内部監査室」は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。
- (5) 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人他が当社の監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項

監査役が職務を執行するうえで必要な費用については、予め会社に請求でき、緊急または臨時に支出した費用については事後会社に償還を請求できる。会社は監査役の請求に基づき、必要と認められた費用を負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、一切の反社会的行為を排除する。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループは、「グループ行動規準」に反社会的勢力の排除に関する方針を掲げ、万一反社会的勢力による不当要求等があった場合は、「毅然とした態度で拒否し、担当部署に報告のうえ、適切な処置を行うこと」とする。また、平素より、警察をはじめ外部専門機関とも連携し、定期的な情報収集、社内への注意喚起等を行う。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要は以下の通り。

1. 適時開示に関する姿勢・方針

当社は「株主はじめ、広く社会とのコミュニケーションに努め、公正、透明な企業活動を行い、情報を積極的かつ適正に開示します。」を『グループ行動規準(3. 公正な開示)』に掲げ、後記の適時開示に係る体制を整備しております。

なお、コンプライアンス研修会等を通じて、グループ役員に対し適時開示を含む日常業務における法令遵守の徹底を図っております。

2. 適時開示業務を執行する体制

(1) 担当責任者

ア. 経営企画部長、総務部長および財務・経理部長を、当社ならびに当社子会社に係る重要な会社情報の適時開示(以下「適時開示」という)に関する担当責任者(以下「担当責任者」という)としております。

イ. 各担当責任者は、それぞれの業務所管事項に照らし、当社ならびに当社子会社に関して生ずる決定事実、発生事実等について、取引所が定める適時開示規則に則し、適時開示の必要性の是非、開示内容、時期について判断、決定します。

ウ. なお、会社の決算に関する情報(四半期開示に関する事項を含む)は財務・経理部長、子会社に関する情報は経営企画部長を担当責任者とします。

エ. 各担当責任者は、それぞれ業務所管に関する事項のみならず、その周辺関連事項あるいは他の担当責任者の所管にも重複して関連する事項等について、適時開示に遺漏なきよう、お互いに緊密に連絡を取り合うことが求められており、その取り纏めは情報取扱責任者である総務部長が行います。

オ. 総務部長(情報取扱責任者)は、必要に応じ取引所の上場部担当者と事前に相談を行います。

(2) 開示手続

ア. 各担当責任者は、当社の取締役会、経営会議において決議、報告される各事項について、会社情報の適時開示の必要性の是非等について判断、決定します。

イ. 各担当責任者は、原則として、その適時開示にあたっては、その開示内容等について、総務部長(情報取扱責任者)を経て管理部門管掌の執行役員の承認を得る必要があります。

ウ. 各担当責任者は、適時開示に関し単独では判断できない場合には、速やかに管理部門管掌の執行役員および総務部長、必要に応じて他の担当責任者を招集してその決定を行います。

エ. 各担当責任者は、必要に応じ会計監査人あるいは監査役の意見を聴取します。

3. 適時開示体制を対象としたモニタリング

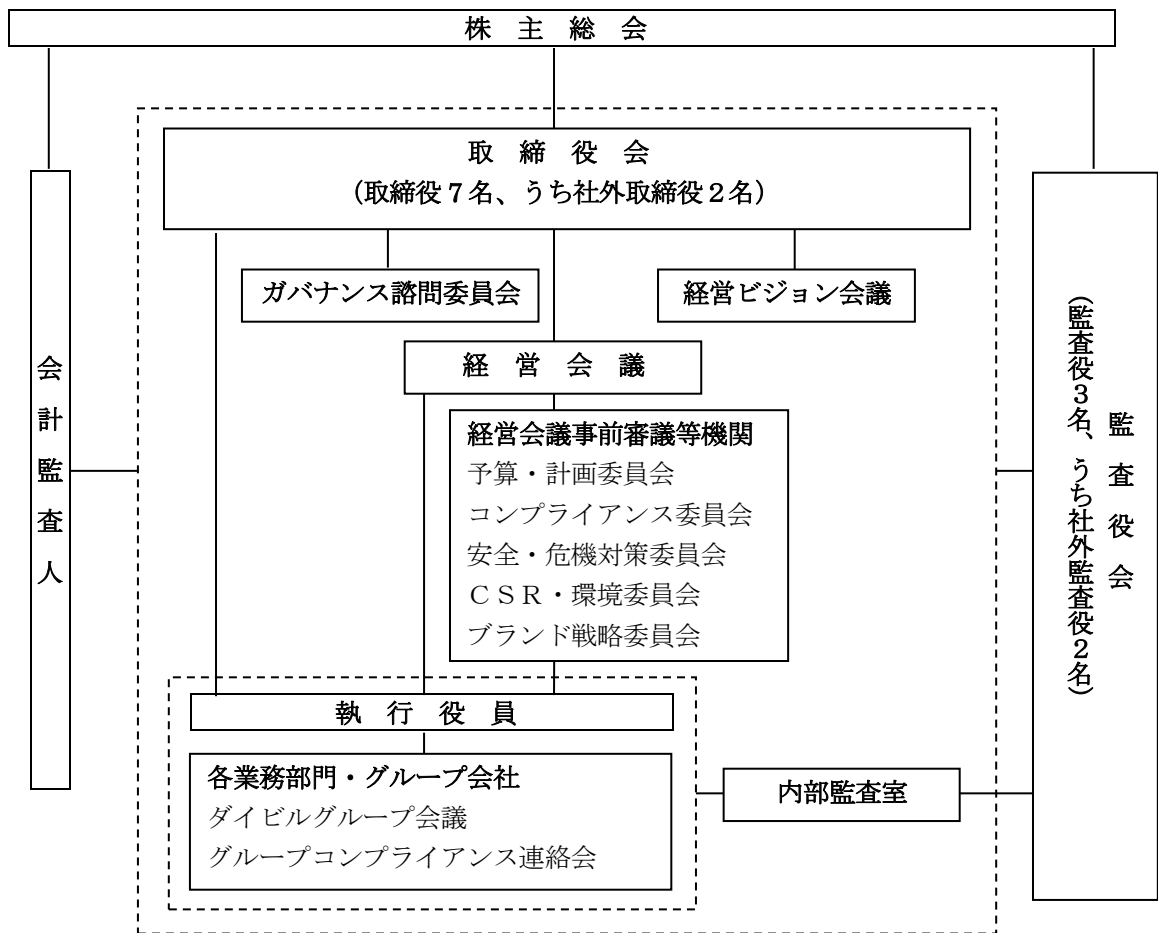
(1) 内部監査部門によるモニタリング

監査対象から独立した立場で業務活動全般に関しモニタリングを実施し、必要に応じ具体的な助言・勧告を行っております。

(2) 監査役によるモニタリング

内部監査部門および会計監査人と情報交換を行いながら、経営者を含む業務執行機関から独立した立場でモニタリングを実施しております。

(内部統制システムを含むコーポレートガバナンス体制についての模式図)



(適時開示体制の模式図)

